

令和5年第1回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月9日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第10号 八雲町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第 4 発委第1号 八雲町議会の個人情報の保護に関する条例
- 日程第 5 議案第11号 八雲町個人情報保護審査会条例
- 日程第 6 議案第17号 八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第19号 八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 八雲町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第23号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第24号 八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第26号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第27号 町道路線の認定について

○出席議員（14名）

1番 赤井睦美君	2番 佐藤智子君
3番 横田喜世志君	4番 大久保建一君
5番 関口正博君	6番 宮本雅晴君
7番 倉地清子君	8番 三澤公雄君
9番 牧野仁君	10番 安藤辰行君
11番 斎藤實君	12番 能登谷正人君
副議長 13番 黒島竹満君	議長 14番 千葉隆君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長	竹内友身君	政策推進課長	川口拓也君
併選挙管理委員会事務局長		財務課長	川崎芳則君
新幹線推進室長	鈴木敏秋君	住民生活課長	石黒陽子君
会計管理者	阿部雄一君	農林課長	石坂浩太郎君
兼会計課長		併農業委員会事務局長	井口貴光君
保健福祉課長	戸田淳君	商工観光労政課長	井口貴光君
水産課長	田村春夫君	環境水道課長	佐藤英彦君
建設課長	藤田好彦君		
兼公園緑地推進室長		学校教育課長	三坂亮司君
落部支所長	佐藤尚君	兼学校給食センター長	
教育長	土井寿彦君	社会教育課長	
		兼図書館長	佐藤真理子君
学校教育課参事	小林卓也君	郷土資料館長	
		町史編さん室長	
体育課長	伊藤勝君	農業委員会会長	日野昭君
選挙管理委員会委員長	外崎正廣君	監査委員	千田浩文君
総合病院事務長	竹内伸大君	総合病院庶務課長	長谷川信義君
総合病院医事課長	加藤貴久君	総合病院地域医療連携課長	佐々木裕一君
消防長	大淵聡君	八雲消防署長	堤口信君
八雲消防署庶務課長	今村幸一君	八雲消防署予防課長	中野智君
八雲消防署警防救急課長	河井治彦君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長		地域振興課参事	小笠原一信君
兼地域振興課長	野口義人君	産業課長	吉田一久君
併熊石教育事務所長		熊石国保病院事務長	福原光一君
住民サービス課長	北川正敏君		
熊石消防署長	藤村勉君		

○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	菊地步夢君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（千葉 隆君） ただいまの出席議員は14名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（千葉 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に関口正博君と能登谷正人君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（千葉 隆君） これより、局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（三澤 聡君） ご報告いたします。
本日の会議に、議会運営委員会より条例制定案1件が提出されております。
以上でございます。

◎ 日程第2 一般質問

- 議長（千葉 隆君） 日程第2、一般質問を行います。
質問は、昨日に引き続き、あらかじめ定められた順により、おのおの45分以内に制限してこれを許します。
それでは、まず、三澤公雄君の質問を許します。
○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。
○議長（千葉 隆君） 三澤君。
○8番（三澤公雄君） はい、よろしくお願いいたします。
八雲には活断層があるということを前提に防災を考えていますか。
町内には改定されたハザードマップが配られています。これは、東北北部沖や道東沖を震源地とする巨大地震による津波を想定に加えたために改定されました。翻って、八雲町のある渡島半島は、プレートの運動によりすさまじい力で東西に圧縮を受け、地震のたびに断層を作り、両側の岩盤が食い違っていき、今の地形が出来上がったということが定説なようです。これは、去年の11月、令和4年度の八雲学講座の第2回に来られました、北海道総合地質学研究中心、アースサイエンス株式会社の加藤孝幸さまという、八雲出身の地質学者のお話しの趣旨です。それを踏まえるなら、町内にある断層の存在に、もっと注意を払うべきではないだろうか。これまで町民の安全を守り、安心感を抱いてもらうための防災行政において、活断層の存在は軽んじられてきたのではないのでしょうかという私は疑念を持ちます。トルコ・シリア地震は、これまで知られていた活断層上で起きた地

震です。これを踏まえて、東北大学の災害科学国際研究所の遠田晋次教授は、朝日新聞の取材に、活断層は線ではなく、幅を持ったゾーンとしてとらえる必要があるということを経験で述べられていました。それを踏まえても、活断層に注目すべきと考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、三澤議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の活断層による地震については、国内では平成 28 年の熊本地震や平成 30 年の北海道胆振東部地震など、内陸における大規模な地震が発生した場合には、甚大な被害が及ぼされると認識しております。

北海道総合地質学研究センターの研究によると、八雲町の花浦から立岩付近にかけて、地震の原因となる 2 つの活断層があるとの調査結果がでております。しかしながら、この活断層については、国や北海道による詳しい調査は行われておらず、活動の時期や規模はわかっていないのが現状であります。

八雲町に影響が大きいとされる活断層については、黒松内低地断層帯による地震が北海道から公表されており、その地震が発生した場合、八雲町では最高で震度 4 から 6 強の揺れが予測されております。

災害の発生原因は様々なものがありますので、今後は、こうした断層に関する情報も含め、各種災害発生時の対応などについて、町民に理解していただくよう啓発に取り組むとともに、地域防災マネージャー制度に基づく退職自衛官の防災専門員としての採用など、防災体制の強化を図りながら、災害対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○8 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8 番（三澤公雄君） 今の答弁でいくと、ある一定の範囲内で活断層は注意を払うべきだという考えでよろしいでしょうか。ちょっと、その辺の立脚点を明確にしてから議論を進めたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、北海道も発表していますので、その辺についてはですね、活断層も考慮しながらですね、災害対策を進めるべきだということに変わりはないと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○8 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8 番（三澤公雄君） あと、先程の町長の答弁の中では、花浦、立岩地区のいわゆる八雲断層と言われるところには指摘されましたけども、2019 年の地質学会の発表した論文の中ではですね、この活断層は、連続はしていないけども、遊楽部川のいわゆる立岩、山崎、

黒岩側ではない側にも伸びてきているし、一方で、上八雲のほうにも続いている。そして、渡島半島からいけばですね、奥尻海盆というところもありまして、プレートの動きで渡島半島を作った。僕も最初に述べた部分ですけども。非常の活断層というのが、僕たち八雲町の周りにはいくつもあるんだということを、八雲学で改めて、加藤先生のお話を聞いてですね、注目したんですよね。それでいくとですね、町長もある程度気にはしているような答弁だったんですけども、僕たち今、大きな事業としては、新幹線の工事が進んでいます。八雲に基地が作られて。トルコ地震の時の新聞報道ですけども、来年には開通する新しい鉄道の、大阪にはあるんですけども、鉄道があるんです。だけど、これは活断層対策が施されているんですって。トンネルを大きめに作って、継ぎ目もちょっとオープンに作って、断層が起きても、中の線路に被害にならないように少しずつずれるようになっているとか、高架部分ではですね、橋桁の数を増やして、断層でずれたとしても落ちないように備えをしているという報道がされたときに、あれ、新幹線のときにそんな議論、僕たち議会の中でも、説明も受けてないし、僕らの中でも問題意識が薄かったんですよね。そういった姿勢、これまで進めてきた町政の進め方で、活断層に関する観点が足りなかったのかなというところに、僕たちも、そして、町長のほうでも振り返ってですね、考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、いかがなものでしょう。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本当にこの地震というのはですね、活断層も含めて、私たちがなかなか予想がつかない災害の一つだと感じます。今、三澤議員がおっしゃったとおりですね、私も先般、新幹線のトンネル工事の視察に行ったときには、説明からいくとですね、ある程度の地震というんですか、トルコくらいの地震であれば、新幹線のトンネルは、問題なく残るような話しはしていましたが、活断層の話はですね、その時は出ていませんので、その辺もですね、我々もこれからですね、意識しながら聞いていく必要があるのかなということ、今、感じましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） そういった待ちの姿勢だとね、だめなのかなと思うんですよ。冒頭で町長の答弁で、熊本の地震の断層の話が出てきましたけども、熊本の地震もですね、あの大地震が起きる前はですね、活断層を分かっていたんですけども、30年以内に地震の発生確率はほぼゼロから0.9パーセント。八千年から二万年に一回の確率ではないかということと言われていたんですけど、地震が起こったあとに調べ直すと、2千年に一回程度という感じで、確率論も変わってきているんですよね。そういったときに、地元のほうからですね、この新幹線の問題も含めて、八雲町が大きな工事をやることはもちろん、今の町長の考え方だったら活断層のことを取り入れていくと思うんですけど、既に始まっている工事に関して、この観点が、活断層に対する視点が欠けていたという問題提起は、地元からしないと、向こうはしないんじゃないですか。だから僕は、町長もこの質問の前段で

確認してきましたけど、ある程度活断層に対して関心を持っているのであれば、問題提起は僕たちのほうから、八雲町側のほうからするべきだと思うんですが、いかがでしょう。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 確かにですね、この活断層の議論というのはですね、私も、近くはですね、原発の近くの活断層等々の話がありますので、確かに、意識はしているというか、意識の中のどのくらいというのは分かりませんが、意識はありますけども、本当に我々に起こるべき災害というのは、地震もあるだろうし、また津波、さらにですね、川の氾濫、土砂崩れ等々ありますので、やはりその辺はですね、我々、北海道や国やそういう機関と連携しながら、情報を得ながら、進めていくということになるだろうと思います。ただその、これからですね、先程言った新幹線の工事やその辺についてはですね、我々としても、大丈夫ですかということですね、話しは進めていきたいと思いますが、ただ、これから町が、極力ですね、私も活断層のまったくの素人でありますので、なかなかですね、意見は言うのはですね、難しいものと考えています。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） いま少しいい感じで、こちらから聞くみたいな姿勢がちょっと見えただけですね、答弁の中で。僕らが専門家になる必要がないんですよ。専門家の知見を聞いて、こういった観点で議論されてなかったよねという問題提起は、国や道と連携を取ってという答弁の範囲内だと僕は思うんですよ。そして、去年来ていただいた加藤先生は、八雲町、しかも僕の地元の立岩出身の地質学の先生であります。そういった方の知見をいただいたり、関連する会社やお友達の中から新たにまた知見をいただく機会をもってですね、是非、この今、八雲のまちづくりにおいても、新幹線駅、新幹線の開通というのは、相当のウエイトを占めているわけですから、これがここまで来るのに、活断層の視点がまったく入ってなかったということは、まずいと思うんですよ。今のうちにですね、問題提起して、それを専門家や機構のほうからでも専門家を募ってですね、いや、こういうふうに調べましたけど、このぐらいの確率でとか、その活断層が動いたとしても、こういった備えをしていますよということを、彼らのほうからちゃんと答えが貰えればですね、私たちは、大手を振って未来に対しても胸を張っていけると思うんですよ。活断層の存在を知っていた。ある程度、危惧はしていた。だけど、そのことも議論をされずに、大型事業をやっていくというのは、僕は未来に対しての背信行為だと思うんですね。せっかく町長も、手前の段階まで認めているんですから、問題提起をするというところをぜひ、大事にしていてもらいたいなと思うんです。

もう一度確認します。活断層の危険性を認識し直してですね、新幹線工事を進めている機構のほうに、活断層の存在を入れた今の安全管理になっているのか。トンネル工事、線路の工事、基地の進め方、また、トンネルから掘られる残土の処理に仕方、処理の場所。そういったものにも、活断層の存在を十二分に把握して進めていますかという問題提起は、

是非、地元八雲町から声をあげるべきだと私は思います。いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この新幹線工事がですね、活断層を考えながら工事をしているのか、していないのか、私も聞いたこともありませんので。だから、してないとも言えないし、しているともまだ私はできません。ただ、これは先程言ったとおりですね、新幹線の機構のほうにですね、この辺のことはどうですかということは、聞くことはですね、十分聞けると思いますので、その辺はしっかり聞きながらですね、本当に対応しているのか、対応していないのかということも含めながらですね、今まではそのことを聞いたことがないということでご理解をいただきたいと思います。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 新幹線に関しては、新幹線推進室という特別なポジションを作っていますし、今の町長の答弁からいくと、しっかり問題提起していつてもらえると感じましたけども、本当にそうなんです。聞いていないんですよ。僕たちも、残土の処理の場所だとか、今の新幹線基地に、先程言った八雲断層がどこまで影響しているのかだとか、新幹線の進む道筋にいくつか、直接説明は聞いていませんからね、僕が入手した断層の図面と照らし合わせたときに、当然説明があって然るべきなのにこれまで受けなかったなど。そういった疑問が、今回質問を構築するうえで、沸々と湧き上がって、背筋が寒くなりましたよ。重ねて言いますと、やはり未来に対する責任を僕たちが負って、政治を毎日一歩ずつ一歩ずつ進めていってます。町長も、もちろんそういう認識だと思っています。そういった時に、危険性について、まったく議論してなかったということを十分に踏まえて、聞いてなかったけどどうだい、という聞き方で十分ですから。それでまず、機構に聞いていくということ。改めて確認します。そのスタンスで、機構に対して、活断層の存在について、どういった受け止め方をしているのかを聞くという姿勢で、確認していいですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、聞くことはですね、まあ、聞こうということは、今、思っています。ただですね、先程言ったとおり、我々その、新幹線の工事もありますけど、我々役場庁舎についてもですね、活断層をきちっとですね、把握して建ててきたら、そういうことはなかなか今できていない状況でありますので、その辺はですね、今までの設計屋さんとかですね、地質調査をしながら、役場庁舎も建てていく。行政の建物を建てていくということになりますので、活断層の動きだとか、そういうこともですね、しっかりというかですね、私は今、役場を建てるときにはあんまり意識していなかったなと思っながらですね、その辺については、機構さんにはですね、聞くことはやぶさかではありませんので、聞いてですね、安心したいなということは思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 僕も安心したいんですよ。新幹線のことにこだわりますとですね、今、重金属という管理しなきゃいけないものが混じっている残土の置き場が、僕らも十二分にデータを示されて議論して認めたところ。黒岩地区、そして富咲地区、そして既にこれも認めています。鉛川地区というのが、すべて活断層が付近にあるんですよ。だから、しっかり雨水とか水に対してセーフティーの設備をしていますよと言っても、もしずれちゃったら、雨水とかに触るわけですから。そういった時に、例えば、黒岩や富咲という、本当にあいつたへき地のところに、そういった物を置いたあと、機構がいまの協定でいきますと、ある程度の年限切った管理しかしていませんから、未来の八雲町、八雲町民に対して、その時、安全を守ることを自らの力でやらなきゃいけないというルールになっていることに、非常に戦慄を覚えます。それであるなら、今のうちにちゃんと声を出して、ずれたとしても守れるよとか、例えばですよ。ずれない場所をもっと違う場所を選びますとか。そういった管理の仕方もね、変える議論をして、納得したいです。今のままではその議論が欠けてたし、止めることもできないし、今の協定書の範囲だと責任がすべて未来の八雲町にかかっていくという危惧があります。聞くのはやぶさかではないと町長は言ってくれたんですから、いいんです、疑問をもって聞いて。堂々と聞いてもらいたいと思います。是非、未来の八雲町、八雲町民の皆さんに安心してもらえる政策の進め方を期待したいと思ってます。

町長にもう一度確認いたします。我々は精一杯、今の状態で安心安全を確立する、確立できる行政を進めていくために、活断層について、注意喚起をするという行動をするということをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先程話しているとおりですね、聞きます。それは聞いてきますけども、それがもし安全だということであればですね、もちろん私も安心できますし、さらにですね、この活断層、地震というのは大変難しい問題なんで、その辺はですね、私は専門家ではありませんけども、しっかり聞きながらですね、議会のほうにもですね、町民にも説明をさせていただきたいと思っております。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 議会は議会で、責任もってやりますから。もちろん、新幹線推進室からどういった説明があるかも注意していきますけども、町政を進めるうえでの両輪である議会も責任をもってですね、今、総務常任委員会です、これは活断層とは違いますが、勉強会を進めています。トンネルから出る残土の処理の仕方で、同じように進めている北斗市の村山地区で起きた出来事。環境基準を超えるものがしみ出してきたということに関して、僕たちに説明していた説明とは違う言葉を使って村山地区の特別委員会で

話しているということが分かったので、議会は議会で機構に対して、これまでの安全管理、説明と違うよということは言っていきます。その中で、僕は、活断層のことも、もう一度取り上げようかなと思っています。これは総務常任委員会のほうで進めていくので、そういったアクションも僕は、議会としては未来の八雲町、未来の八雲町民に対しての責任を果たすという行動だと思っていますし、今、総務常任委員会一丸となって、そのことを勉強しようという形になっています。町長もですね、しっかりやってもらいたいし、僕たちも、町長に負けなつもりでしっかりやっていきますので。しつこいようですが、もう一言もらって。まだ30分も残しちゃって、自分では本当にもったいないなと思うんですけどね。ただ、こんな短時間で、町長が、僕の理解の範囲の中では、機構にしっかり聞くって言ってもらえたので、安心しちゃうんですけども、30分も残して、手落ちがあってはいけないなと思いますので。これはですね、機構が安全だと答えても、その説明がですね、納得いかなければ、やはり追求する必要があると思うんですよ。安全だと言ったから納得するんでなくて、安全だという納得が自分にできる説明をもらえるまで聞くということを、僕は確認したいと思います。安全だと向こうが言ったからではないんですよ。岩村克詔という責任をしっかり受け止めた町長がですね、この機構の説明なら、理解せざるを得ないなと。合理的な説明を受けたなというところで僕は納得するのが、もちろんそれが岩村克詔だと思っていますので。

確認いたします。町長が、安全を確認する説明を、活断層に関して、貰っていくという姿勢で、いいですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、私、先程言ったとおり、活断層、地震の専門家ではありませんので。ただその、少ない知識でありますけども、結構、研究者とか専門家とかはですね、いろんな意見が出ちゃうということなんですよ。この人はこう言ってる、こっちはこう言ってる、こっちはこう言ってるということになるんで。ただ、私は国のやることはですね、私は信用して、安全だというんであればこれは安全だろうということはですね、思います。ただ、先程言ったとおり、専門家ではありませんので、判断というのはですね、どういう判断というのは、浅はかな知識の中で判断していくと。ただ、国からですね、こういう基準でこういう形でやっているという説明を受けると、これはですね、私は安全だろうということを思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん、先程の発言の中で、片手落ちという表現をしたので、そこだけ削除していただければと思います。片手落ちという表現をしたので、そここのこだけ発言して、削除してください。

○8番（三澤公雄君） はい、分かりました。今、議長から指摘されました、片手落ちという言葉がですね、恥ずかしながらどの文脈で僕の口から出てきたか、ちょっと覚えてなくて申し訳ないんですが、不適切な表現だったと思いますので、つじつまが合わなくなるかもしれませんけども、不適切という部分の言葉は、削除していただきたいと思います。

ちょっと熱が足りない答弁だったんですね。私は専門家ではないので、言われたことを信じるか信じないかというような感じの答弁だったと思うんですけども。でも、八雲町の意志を、進む道を決める最高責任者の一人である町長が、まさか、相手が言ったから、国の言ったことだから信じるんだというようなレベルで判断しているとは、思いたくないんですね。これまでのまちづくりの在り方について。やはり、岩村克詔が、しっかり信じた道として、今、サーモンの事業も進めているだろうし、青年舎という事業も進めていただいたと思っていますし。だからこの、活断層の危険性ということに関してです、説明されたことで十分理解したと、俺は信じたということで進めるべきだと思うんですよ。国の説明だから信じざるを得ないというような弱いアクションで動かされては、歴史に禍根を残すんじゃないのかなと。是非、いろんな専門家の話を聞くということも大事です。いろんな立場の専門家がいるのは、事実でしょう。僕ら議会も、いろんな説明をする人の意見を聴いて、14人の中で意見を集約していくという場が議会だと思っていますから。ただ、最終的な判断をする上では、しっかりとその責任、政治責任を認識して進めていくべきだと思います。是非、活断層の危険性を、町長が理解しているというスタートでこの議論をしていますから、是非、そう言われたからそうなんだじゃなく、岩村克詔町長自身が、自分が思っていた活断層の危険性が、その説明によって解消されたと、安心したといったレベルまでいく説明をしっかり受けるということで、進めていってもらいたいと思います。堂々巡りにしたくはないんです。是非、町長自ら、理解される説明を受けて、安心安全を確認するということをご判断していただきたいと思います。

もう一度、そのことに関して、答え辛いかもしれませんが、三澤が何言ってるか分からないと言われるかもしれませんが、僕の、このいま距離がすごく遠いんですね。活断層の危険性に関して、理解していると言いながら、納得して安心安全を判断しないというところが、僕には受け取れるので、是非、言われたからではなく、言った説明が自分の中で納得できた。だから、安心安全が担保されたんだと、そういった進め方で、活断層の危険性を十分含んだ進め方にしていきたいと思っています。町長の判断はどうなんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先程言ったとおりですね、私は説明を受けた場合ですね、いろんな研究家や専門家がいます。その中で、トータル的に判断して、多分、説明されるんだろうと思います。それをですね、私が疑うということは、少しはありますけども。私は、説明は信じる方でありますので、ただあくまでもですね、疑ってかかるんじゃないくてですね、やはりその、いろんな観点から機構さんも、多分、調べてですね、それで判断をして、今、工事をやっているという意識であります。ただ、その辺をですね、判断するにはですね、私は知識が少ないので、今までの経験の中で判断していくということになります。ただ、町として、またいろんな専門家にですね、問いただして、トータル的ということは、それはやらないということをご理解をいただきたいと思います。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 要は、活断層に対する危険性を認識しながら、機構からの説明だけで満足するということですね。機構からは、僕はまだ活断層に関して質問もしてませんし、これから問題提起は、僕ら議会ではするんですけども。町長も問題提起はするということでは確認取れていたと思うんですけど。問題提起はして、活断層に関して、例えばですよ、今の段階で機構が、いや、それはもう十分検討していますから、といった答弁でも、機構がそう言うんだったらオッケーだということですか。ちょっと具体的な話になりましたけども。町長の認識を確認します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先程言っているとおり、機構さんがですね、この活断層をですね、認識して工事をしているのか、していないのかというのは、聞いたことがありませんので、それは聞いてですね、判断したいということでありまして。ということで、ご理解いただきたいと思っております。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） わかりました。僕らもまだ聞いていないんです、議会としても。その時に、まずは聞きましょう。そこで、はい、一歩目。聞くということで。僕らからも、もちろん、議会側からも聞くようにしますし、町行政のほうからも、機構に対して、活断層についての見解を聞くということで。是非お願いします。生煮えなんで、多分、説明を聞いたあとに、町長のその後の行政の進め方と、僕らの危険性の認識でずれが生じた場合には、改めてこの場に立って、もしくは総務常任委員会の中で、議員全体の考えをまとめたうえでという形になるかもしれませんが、今の段階では、非常にこの危険性を認識しなきゃいけないなど、僕は思っていますので、未来の八雲町民のために頑張っていきたいと思います、町長。

はい、終わります。

○議長（千葉 隆君） 以上で、三澤公雄君の質問は終わります。

次に、佐藤智子さんの質問を許します。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） では、大きく二つ、質問いたします。

まず、一問目です。

補聴器助成で認知機能低下を抑制と題して、質問いたします。

昨年の6月の定例会にも同様の質問をいたしました。そのときの町側の答弁は、補聴器が認知症の発症を軽減させる可能性があることは報告されているが、実際に認知症の予防に効果があるという結論には至ってないので、既存の制度を利用させていただきたい、とい

うものでありました。

国立長寿医療研究センター耳鼻咽喉科の杉浦彩子氏らの論文は、中等度難聴を有していた40歳から79歳の407人を対象に追跡研究し、中等度難聴のある高齢者では、補聴器の使用が一般的知識の低下に対する保護効果をもたらす可能性がある、と結論付けています。

この論文から読み取れることは、補聴器が認知症を予防するというのではなく、難聴の方の認知機能の低下を抑制し、社会生活を助けるということだと、私は読み取りました。

高齢化で進む老化を抑える効果が明らかであれば、医療や介護にかかる経費の抑制にもつながります。

高齢者の元気のために、補聴器の助成をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、佐藤議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

認知症は、未だ発症や進行の仕組みの解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法が十分には確立されていないため、国では、認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発など、様々な病態やステージを対象に研究開発を進めることとしており、難聴と認知機能低下との関連についても、多くの疫学研究が行われているようです。

佐藤議員のご質問にある、国立長寿医療研究センターの医師らによる研究では、中等度難聴のある高齢者を、補聴器使用の有り無しで2つのグループに分け、認知機能の変化を縦断的に検討しており、得られたデータを基に長期的な変化を予測したところ、中等度難聴のある高齢者では、補聴器の使用が一般的知識の低下に対する保護効果をもたらす、という可能性があることが結論付けられたとされていますが、一方で、補聴器を使用したグループは、研究のスタート時点において、新しい環境に適応するために重要な能力である流動性知能が高い傾向が示唆されており、この点も一般的知識の保持に影響した可能性があることも記されています。

佐藤議員が言われる、補聴器が難聴の方の認知機能の低下を抑制する可能性については、否定はしていませんが、現在、国の施策においても、様々な疫学研究が行われているところであり、今後、補聴器の使用により高齢化で進む老化を抑える効果が明らかになるなど、国としての方針等が出された場合には、町として検討する可能性も考えられますが、現時点においては、町独自の助成は考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 前回もですね、障がい者認定をされた方が、補聴器の装具の補助を受けているので、その国の制度を利用させていただきたいというお話だったんですよね。それで、私も補聴器の難聴とかの専門家ではありませんので、この度、少し勉強しましたが、デシベルというのは、音の聞こえ方の尺度ですけれども、だいたいゼロから100デシ

ベルという範囲で規定されているものです。まったく耳が聞こえない1級というのは100デシベル以上。それから、2級の時点で両耳の聴力レベルが100デシベル以上。3級になりますと、両耳が90デシベル以上のもので、大声で話をしないと聞き取れないというものです。4級においても、80デシベル以上。それから、6級においては、70デシベル以上ということで、非常に範囲が狭いと。正常な耳の範囲というのがいくらなのかということですね、ゼロから20デシベルのあいだが正常だということなんです。それで、その20デシベルというのは、小さな寝息が聞こえるくらいの音の程度だということなんですよね。ですから、40デシベルから、障がい認定されて補聴器の装具が保障される69デシベルまでのあいだがすごく幅があって、そのあいだの人方が、耳が聞こえづらいということになります。それで、1級から6級までの人数聞けばよかったですけれども、今、八雲町で1級から3級の聴覚障がいの方というのは、約15人ほどだということなんですよね。耳の聞こえが悪い人がどのくらいいるかというのは、数字として表れていないんですけれども、この八雲町の高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画の令和3年度から今年度、令和5年度までのものをみますと、だいたい65歳以上の方というのは、八雲町では5千人ぐらいを推移していると。そのうち、要支援から介護度最高までの方たちは、だいたい千人いるということなんですよね。その千人の中にも、多分、耳の聞こえが悪い方というのは、たくさんいると思いますし、人間どうしても高齢でも耳のいい方いらっしゃると思いますけど、年を取ればどうしても耳が遠くなってくると。そういう状況の中で、やはり補聴器というものを、もうちょっと考えた方がいいと思うんですよね。この計画の中でと言いますか、令和5年度が過ぎますと、今度9期の計画を作ることになるとは思いますけど、見てみましたらですね、その耳の病気があるかないかという質問はあるんですけれども、耳の聞こえで困っているかというような設問が、ぜんぜん無いんですよ。この次にこの計画を作るときにも、またアンケートを取られると思うんですが、その中にですね、設問に耳の聞こえについての設問も設けてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 第9期の計画におけるアンケートにおいて、耳の聞こえについての設問を設けてというご質問かと思いますが、第9期のアンケートにつきましては、先般、補正予算においてアンケートに係る経費を議決いただきまして、その後ですね、既に調査を行って、今、回収をしているところでありますので、これから設問を追加するということが、今はもうできないんですけれども。ちなみにそのアンケートにおいて、耳の聞こえが困っているかという設問は、設けてございませんでしたので、よろしくお願いたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） ちょっと間に合わなかったということで、失態でございます。是非ですね、次回は入れていただきたいと思うんですけれども。介護認定するときに、認定

調査票というのがあります。その中にはですね、聴力についてという設問があつて、普通の声がやっと聞き取れる、かなり大きな声なら何とか聞き取れる、ほとんど聞こえない、聞こえているのか判断不能、という項目がございます。この軽度難聴だと、かなり大きな声なら何とか聞き取れるのは軽度難聴。そして、ほとんど聞こえないとなりますと中等度難聴、あるいは高度、重度のほうに入っていくのかもしれませんが、そういうのがこの認定調査でも判断できると思います。その数字は抑えていないんですけども、こういうものも考慮してですね、言うことは同じなんですけれども、補聴器の助成を考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、耳の悪い方の補聴器という話しですけど、佐藤議員の質問はですね、認知症低下を抑制するために補聴器が必要だということの質問なんです、今のところはですね、我々としてはですね、この認知症予防には補聴器だけでない、いろんな場面があるので、まだそれは確立していないということで、先程から答弁していますので、この認知症機能の低下の抑制ということはですね、今のところはですね、先程答弁したとおり、補助をすとかというのは、今は考えていないということでご理解いただきたいと思います。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 国がですね、そういう判断をしてくれれば一番いいわけですけども、厚生労働省から発表されている、2015年1月に、政府は高齢化が急速に進む日本の問題に、認知症の対策強化に向けて新オレンジプラン、認知症施策推進総合戦略を策定しております。高齢者の4人に一人は認知症またはその予備軍と言われていています。この2015年に出された新オレンジプランは、認知症施策推進総合戦略、認知症高齢化等にやさしい地域づくりに向けてという副題もついているんですけども、このプランの中で、認知症の危険因子に初めて難聴が加えられたんです。その危険因子として、難聴が2020年の改定においても、難聴が8パーセントと、最も影響が大きいという内容になっています。今、町長が言われたように、認知症の要因は、危険因子としては加齢、遺伝、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴等を危険因子としていますが、この中でも一番危険だとされているのが難聴なんです。あとのものは、2パーセントだとか1パーセントだとか3パーセントだとか、そういう数字があげられています。この新オレンジプランを推進するために、国はそれで補聴器をどうにかしなさいということは、その中では書いていないわけですけども、この危険因子というものが高いということは、補聴器をつけると認知機能の低下が抑制されるという、海外だけでなく日本の研究も出ているわけですから、八雲町が先駆けてですね、先駆けてというわけではないですけど、今、全国で122の自治体で、こういう補聴器の助成が進んでおります。補聴器をつけている人たちのほうが、認知機能の低下が遅いという数々の疫学調査も報告されています。国は、認知症を抑えようとしているんで

すから、やはりその一番の危険因子を除くために、補聴器の助成を考えるべきだと思いますけれども、どうですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先程話しているとおり、認知症にはいろんなパターンがあってですね、国もいろいろ認知症についての対策というのは、いろいろ考えているそうではありますが、我々としてもですね、いろんな場面を取りながらですね、認知症に対して、本当にこの認知症を持った家族さんを見るとですね、大変苦勞されながら介護しているということは、私も認識していますので、その辺についてはですね、補聴器ばかりでなくて、やはり認知症をですね、認知症にならないというか、なってもですね、進まないようにといいますか、その辺のですね、手立てというのは必要だろうということは認識していますので、これはですね、補聴器ばかりでなくてですね、全体的に認知症についてですね、考えていくということで、ご理解をいただきたいと思います。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 今日の私の質問は、認知症が中心でなくて難聴のほうが中心なんですけれども、それでですね、今、紹介した文書というのは、認知症と加齢性難聴と言って、小川郁先生というお医者様なんですけれども、慶應義塾大学の名誉教授、耳鼻咽喉科のお医者さんであるという方で、難聴と認知症の関係なんかも調べていろんな論文を出されている方ですので、参考にしていただきたいと思います。

あとですね、ご存じのとおり、補聴器はすごく高いです。それで、赤旗に載っていた読者の便りなんですけれども、紹介させていただきます。京都市のご婦人です。75歳。高額ためらい、遅れた補聴器。私は、昨年夏から補聴器をつけています。でも、なかなか慣れず、未だに練習中。もっと早くから着けていればと思います。実は、数年前からテレビの音が大きいと言われ、2年前には医者からもそろそろと言われながら、高額過ぎてためらってきたのです。でも、難聴は、認知症の因子と聞いて、思い切って年金3か月分を出しました。白内障手術も入れ歯も保険でできるのに、なぜ補聴器は保険がきかないのでしょうか。京都では、補聴器の公的補助を求める会が、署名運動や学習会を積み重ねています。昨年末、府議会で国に対して加齢性難聴者への新たな公的支援制度を求める意見書が採択されました。最近、京丹後市で、京都府初の一人2万円、50人分の補助が決まりました。これは対象は非課税世帯。京都府独自でも、補助制度を実現してほしいし、保険適用も望みます。というご意見です。これを聞いてご感想があればお願いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、認知症低下の抑制ということの質問でありましたけど。確かにですね、この頃、私も年を取って耳が遠くなってきたりですね、なかなか話しも聞こえなくなるようなですね、ことも感じながら、さらにですね、高齢者の方々と

話すとですね、私も結構、声が大きいんですけど、もう少し大きい声を出しながら話しをしているということですね。別に認知症を解消するじゃなくてですね、難聴の方というのは、結構、八雲町内にいるんだなということは認識していますので、これからはですね、補聴器をですね、本当に私も高いなということは、すごく認識していますので、その辺はですね、すぐ補助を出すとかじゃないですけど、少し研究してみないなということですね。この議員の中でも、私も、補聴器しているのという方もですね、一人このあいだ初めてわかりました。その人は、少し余裕のある方なので、多分、高いのが入っているんだろうなという認識はしていますけども。本当にですね、これは年齢問わずですね、耳の悪い方は多いのは、町内にも多いということで、その辺の補助についてもですね、考えてみたいということで、ご理解いただきたいと思います。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 是非、考えていただきたいと思います。それで、想像してみてください。耳が聞こえなくなると、この中にもどんな介護予防のサロンというか、サークルというか、そういう学習会みたいなものに参加したいですかというアンケートがあるんですけども、一番多いわけではありませんけど、中位にですね、閉じこもり防止のために、そういうおしゃべりするような会に参加したいというのが出ているんですよ。そうすると、耳の聞こえが悪いと、会話に参加できなかつたり、聞こえないのに聞こえたふりして返事して恥ずかしい思いをすとかですね、そういうことがもし何回かあったとしたら、もうなんか、外に出たくないな、人と会いたくないなって思うじゃありませんか。そういう場合ですね、人と会わないというのが、認知症を進めるという要因の一つにもなっていますから、やはり耳の聞こえというのは、思っているよりも重いものがあるっていうか、社会参加のためには、やっぱり耳の聞こえが大事になってくるんじゃないかなと思うんですね。今回はダメということですけども、少し考えるというお答えもいただきました。最後にですね、根室市のそういう補聴器の購入女性について、紹介させていただきたいと思います。これは本当に最近です。2021年の10月の定例議会で、高齢者を対象とした補聴器購入費助成制度の導入を早期に検討すべき、という一般質問をしたときにですね、聴覚障がいといった特定部位のみならず、生活の質を確保するための支援策等を総合的、体系的に検討したいというふうに市長さんが答えた。それで、その後ですね、地域ケア会議にもかけられ、医師の意見等も聞いて実施に進んだ。この時にですね、難聴者の補聴器導入にかかる負担軽減を求める署名というのが、1,567筆集まったということでございます。事業予算は、2022年度当初、220万8千円を確保し、財源はふるさと納税を原資とした基金を活用した。事業開始後3か月で、予算の半分、54パーセントを執行するという盛況ぶりとなって、8月に補正を行うことになり、385万4千円を補正して予算額が3倍ぐらいですか、604万2千円ということになった。ここはですね、修理にも1万円出しているんです。補聴器の購入は、片耳5万円が上限ということです。給付例も出ていますが、見積価格32万円。これが両耳ですので、根室市で保障したのが10万円。本人負担は22万

円。決してこれも安くはないですけども、10万円も保障されて大変助かっているという事例でございます。是非ですね、いろんな耳の聞こえについて、一緒に学んで、多くの町民の声も聞いていただいて、補聴器助成につなげていてもらいたいと思いますので、今回は残念なお答えでしたけども、是非考えていただきたいと思います。もう一度、町長にコメントをお願いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、根室市と聞いて、ああ、ふるさと納税の200億円近くいくまちだから、さすがだなと思いながらですね、確かに八雲町は、その10分の1くらいのふるさと納税でありますけど、先程話したとおりですね、認知症ばかりじゃなくてですね、難聴の方は多いと私も認識しましたので、その辺ですね、補助だとか、どんなほうがいいかですね、研究をしたいということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、佐藤智子さんの質問を許します。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） では二つ目の質問です。

患者満足度調査を。よりよい医療を行っていくには、患者さんの声を聞く必要があるのではないのでしょうか。

八雲総合病院の理念・経営方針には、地域の皆さんから信頼され、満足される医療を提供する、とうたわれている。これをめざすためにも、患者満足度調査をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、佐藤議員の二つ目のご質問に、お答えします。

総合病院は、病院理念に、地域の皆さんから信頼され、満足される医療を提供すると、うたっているように、親しまれ、信頼を得るためには、議員ご指摘のとおり、患者さんの声を聴くことが大切なことと考えております。

現在、総合病院では、患者様の声を聴く体制といたしまして、患者サポート窓口を、中央棟1階医事課フロア内に設置し、窓口の担当は、地域医療連携課職員の社会福祉士、精神保健福祉士、看護師及び医療メディエーターと呼ばれる厚生労働省の定めた研修を修了したその他職員が、患者様及びご家族から疾病に関する生活上の様々な相談をはじめ、苦

情、ご意見等に対応しております。

また、患者様ご意見箱を、各病棟のほか院内 13 箇所に設置し、回収したご意見に関しては、週一度開催するカンファレンスにおいて各部署に振り分け、改善策等協議のうえ、全職員に周知するとともに、回答内容を医事課の廊下側掲示板に掲示しております。

このことから、当面は、患者満足度調査の実施を考慮してはおりませんが、これらの取り組みが、地域の皆様から信頼され、満足される医療へとつながるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2 番（佐藤智子君） 日頃から努力されていると思いますし、いろいろな苦勞もされていると思うんですけども、今のお答えでは、今までの病院と何ら変わらないのではないのでしょうか。経営方針の中には、患者の意思を尊重し、患者中心の医療を行います、というのが、5 項目のうち一番最初に記されています。それから 4 番目には、親しまれ、信頼される病院づくりに努めます、とあります。この経営方針に、今現在の総合病院のあり方というのは、合致しているとお考えですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね、本当に総合病院の医師もですね、内科医師等々も揃えながらですね、私はある程度はですね、医療はきちとなされてるものと思っています。また、総合病院特にですね、町内の町民もいますけど、長万部とか今金とかですね、各地域の方々もいますので、私はどっちかという町民の意見も聞きますけど、他の地域もですね、結構、八雲の総合病院いいよということは聞いていますので、私はある程度ですね、二重丸、花丸ではありませんけど、今のところはですね、やっているものと私は感じています。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2 番（佐藤智子君） なぜこのような質問をしたかと言いますとですね、私は総合病院になんも不満はありませんよ。いい病院だと思っていますし、お世話になっていますし。ですがですね、先日、自分がかかっている日に出くわしたことがございます。怪我をしてですね、午後に外来を訪れた方がいました。整形のほうですけども。診療を申し入れたところですね、受付に、今日は予約の方だけなので、診ることはできませんって言われたと。それで、激怒したというか、声を荒げたんですね。そのあとですね、結局、その患者さんは、診てもらえることはできたということなんですけれども、その時の対応の仕方ですね。今日は予約で申し訳ないんですけども、それでも今、先生に聞いてきますのでお待ちくださいとかですね、一番最後になりますけどもよろしいでしょうかとか、本当に痛くて困ってきている患者さんをですね、そういうふうに戻すような対応でいいんでしょうか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、総合病院事務長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 今の具体の事例を申し上げられましたけども、私も同じ患者様かどうかは分かりませんが、具体的に対応させていただいておりますし、窓口で担当した看護師ですとか、周囲にいた職員にもヒアリングをしております。まったく同じケースかは別として、私が報告を受けて、直接対応したケースといたしましては、初期の対応は不適切であったというふうに私も考えておりますし、看護部幹部職員のほうも、もう少し、やはり患者様の訴えだとか状況だとか、詳細に聞き取れたものじゃないかというような評価をしておりますので、当該職員、部署に関しては、再度このようなことがないように、強く指導したところでございますし、このケースの場合は、患者様に対して直接、病院として謝罪をさせていただいております。確かに、外来診療のそういった区分けの中で、どうしても整形外科、患者様が多いものですから、一定程度予約をして、じっくりと患者さんに向き合う時間を作っているということで、午後診療は予約再診のみとさせていただいているところでございますが、現にそういった症状が強く出ていらっしゃる患者様に関しましては、先程申し上げたとおり、もう少し丁寧な対応が必要だったなというふうに反省しております。その点、しっかり指導もしておりますので、改めて、こういうことが起きないように、努力して参りたいというふうに考えております。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 対応した方に、指導もしたということですので、研修もね、重ねてやっていただかないなと思いますけれども、教育がなってないとかって言われなような体制で臨んでいただきたいと思います。その当該の方に謝られたというか、謝罪されたというのは、必要なことだったと思いますけど、その場で、声を荒げたときにですね、周りにいる来ている患者さんたちも、心的なショックといいますか、影響を受けるわけですよ。そうすると、総合病院って、どういう病院なんだろうって、黙っている人の心の中にもそういう思いが沸いてきたりすると思うんですね。だから、そういうのもですね、あったことはしょうがないんですけども、そういう人たちのこともね、頭に入れておいてもらえたらと思います。

またですね、今度は自分が出くわした日ではないんですけども、施設から患者を連れてきて付き添った人がですね、やはり予約じゃないからと断られたと。食い下がったら診てもらえたということなんですけど、どうなんでしょう。この質問をしたのはですね、強く意見を言った人には対応するというじゃないですよ。おとなしくて黙って帰っている人っていると思うんですけども、そういう人たちに対する心のケアというか、配慮というか、そういうのは、今の総合病院にあるんでしょうか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、総合病院事務長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 今申し上げられましたエピソードにつきましては、具体的に私のほうも、一つひとつ承知しておりませんので、なかなか具体にお答えすることは

できないんですが、一般論としては、医師の判断の中では、緊急性ですとか、そういうところも当然、診療の中に加味をされるというふうに思います。例えば、施設側から連絡をいただいて、これ一般の住民の方からもそうですけども、電話いただいた時、症状の重い軽いですとか、大変さというのは、当然、それぞれの患者様にあるというふうに思いますが、症状ですとか、状態を聞いた時に、例えば、明日でどうでしょうかですとか、例えば熱が出ているということでしたら、熱の程度ですとか、熱に伴う症状の程度をお聞き取りをしてですね、市販薬、常備薬ございませんですかと、明日、来ていただけませんかという対応は、しているところであります。強く主張すると診るですとか、主張しないと診ないということは、基本的に医療の現場では、私はないというふうに思いますので、ちょっとその辺の評価というのは、私の立場では申し上げることはできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） あとですね、今電話でという話しも事務長されましたけども、熱があって電話で相談した人に対してですね、函館に行ってくださいという、そういうのが結構多いと聞いています。具合の悪い人にね、函館まで運転して行けって言うんですかっていう。家族がいる人ばかりじゃありませんから、そういうことってというのは耳に入っていますよね。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、総合病院事務長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 何も説明せずに函館に行ってくださいという、いきなりそういう対応する職員は私はないというふうに思っています。例えば、昨今の状況ですと、新型コロナウイルス禍で、発熱外来の運用が非常にひっ迫したことがございました。病院のリソースはですね、無限ではございませんので、人的な資源、例えば、検査機器ですとか試薬ですとか、物的なですね、資源も併せ持ってそのときできる医療を、これとりあえず、トリアージもしながらですけども、行っておりますので、どうしても当該患者様の状態では、今日お引き受けすることができないということは、これは現実の問題として想定されるところでございます。仮に函館に行ってくださいということがあるとすればですね、私の憶測にもなりますけども、検査を直ちに受けたいんだけど、どうでしょうかという問い合わせがあったときに、今、発熱外来がいっぱいで、今日お受けすることができませんと、じゃ、どこに行けばいいんですかと、当院として知り得る限りでは、函館市のこういう医療機関がございますというご案内をもってですね、函館に行けと言われたですとか。それともう一つ、医療の中でよくあること、これはすべてのサービス業で言われることですけども、一定の不安ですとかを強くお持ちになる方が、サービスの提供をお求めになるときに、当院としては不可抗力であるんですが、断わざるを得なかった。そうになると、患者様にしてみれば、自分の思いがそこで遂げられなかったというふうになりますから、いろいろな感情、陰性感情が沸き立ちます。その中で、きっと佐藤議員のほうに、い

きなり断られたんだと言った可能性もあるのかなというふうには推察をしております。いずれにしても、複数、患者様の発熱外来に関するクレームだとか私も聞いておりますが、だいたい評価をしますと、説明を尽くした中で、どうしても断らざるをえなかったというところが発熱のエピソードでは多いのかなというふうに感じておりますので、よろしくお願いたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 今までもですね、結構、重症なのに帰らなさいと言って、帰ったあとで大変なことになったということも、今まであったと思います。そういう事例を顧みてですね、取り返しのつかないような対応をしていただきたいと思います。

それで、事務長は本当に職員を信頼して、お医者様とか看護師さんとかスタッフも信頼して、その間に立って奮闘されているとは思いますが、ときには医師を慮って即決で断ったりとか、働き方改革のほうに頭がいて、それでもここで切ってしまうとかというような、そういうことはないんでしょうか。そういう傾向ってないんでしょうか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、総合病院事務長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） さまざまな患者様と接しますので、患者様との接点というのは無限にあるわけですが、働き方改革をもってですね、患者を断るというのは基本的にないのかなというふうには思っております。ただ一点、ご理解いただきたいのは、その救急、今でなきゃだめですかという事例は結構あります。直ちに救急車で来なければだめなんだろうということはあるんです。例えば、37度5分、他に症状がない。たった今、診てください。夜中の一時です。こういう事例が、現にあります。例えば、当院で来てくださいと言った場合に、来れません、具合悪くて来れませんとなったら、当然、救急搬送が必要になります。その結果論として、軽症ではありましたが、そこに多くのリソースを割くわけです。当然、誤解を恐れず言いますが、そういったことも考えていただくことで地域医療が成り立っているということも一つ、ご考慮いただければなと思っております。人と人が、相対するサービスでございますので、言い方だとかタイミングだとかで、医療者側としては通常の言い方をしているけども、そのときになかなか通じないということもございますでしょうし、先生がどうだから患者も止めますというようなことは、基本的な判断の中にはないものと思っておりますので、その点もご理解いただければというふうに思います。よろしくどうぞ願いたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） いろんなケースがありますので、そういう病院の立場も、もっと学んでいきたいとは思っていますけども。

あと、最近ですね、私事ですけども、自動支払機ですか、機械のほうに払うっていう、今、そういうのが多いと思うんですけども。そうすると、ちょっと慣れないと、実際、現

金で払って対応してくれる方もいるじゃないですか。どっちにしようかなとか、立ち往生してる人に目を配ってくれるとか、気を配ってあげればいいんだけど、時にはその、職員間のやり取りで忙しくて、こっちには注意も払ってくれないという方もいるのでね、いろいろ教育が大変だと思うんですけども、患者ファーストでね、対応するよという指導をしていただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん、一般質問の質問通告が、満足度調査をするということの質問でございますので、苦情処理の対応についてという通告であれば、終始、そのことは聞きますけども、できれば、満足度調査につながるような形で方向性を進めてくださいますよう、お願い申し上げます。

○2番（佐藤智子君） はい。これから入ります。それでですね、今、これまでね、数々苦情を並べてきましたけれども、そういうことも実際あるわけですから、満足度調査をやるべきではないかと言っているんです。これは函病のものです。2022年度患者満足度調査外来部門のやつです。結果報告書が出ています。2022年9月12日から9月16日までの、ほぼ一週間程度の調査です。それで、答えを渡してくれたのが2,032枚ということで、2千人以上の声が集まっています。これが、外来で待っている患者さんたちに対して、その待ち時間の間にやってもらったアンケートということですね。調査項目としては、待ち時間が長いかどうかですとか、お医者さんはどういう態度、ちゃんと説明してくれましたかとか、スタッフの対応はどうでしたかとかというのがあるわけですが、この場合、一番最初には、外来の診療に満足していますかというので、満足、やや満足を合わせますと、80パーセント以上という結果が出ています。ただ、15パーセントほどはどちらとも言えないという答えでした。やや不満、不満を合わせると、そんなに多くはないですね。あとこちら、五稜郭病院でもやり方は違うんですけども、満足度をゼロから10点に区分して点数を付けるという形で、診療に関わる職員は自己紹介しましたかですとか、職員はあなたに誠実に対応しましたか、それから、医師、看護師以外の職員の対応は親切丁寧でしたかというようなことを聞いています。是非ですね、八雲総合病院でも、今やっている工夫も大変大事ではありますが、さらに、この理念や経営方針に近づいていくために、こういう満足度調査をしてですね、常にこの理念、経営方針に立ち返るというスタンスを取るべきだと思いますけれども、お考えをお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、大切なのはですね、満足度調査ではなくて、やはり満足のいけるですね、病院になることだと思っています。先程説明したとおりですね、医師や看護師、さらにですね、そういう方々と苦情だとかいろいろ聞きながらですね、対応しているということでもありますので、今のところ、先程申し上げたとおりですね、この調査をやる予定はありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） それでは、今までと変わりがないと思うんですね。ずうっと接遇の問題というのは、取り上げてきていて、看護師さんたちの対応ですとか、すごく良くなったんじゃないかなというふうに思い込んでいたんですね。そういう声も聞いていましたし、ところがやっぱり、何人かはと言いますかね。やっぱりそういうことが、このあいだ倉地さんも何かの場面で言っていましたけども。やっぱり接遇をね、良くしていくことってできないんですかという声がやっぱり絶えないんですね。それは100パーセントは無理ですけれども。総合病院もいろんな職種の方たちがいますから、一部の人だけに限らないんですけれども。是非ですね、本当に八雲総合病院っていいよねって、誇りに思えるねっていう病院になってほしくて、こういうことも聞いていますから、是非ですね、頑なに満足度調査なんかやらないというじゃなくて、さらにね、患者さんの気持ち、または病気を診るだけじゃなくて、患者の心のケアというものを大切にする病院に、さらにね、なってほしいと思いますので、要望として申し述べておきます。

以上で終わります。

○議長（千葉 隆君） 以上で、佐藤智子さんの質問は終わりました。

これをもって通告の質問は、ぜんぶ終わりました。

一般質問を終結いたします。

◎ 日程第3 議案第10号

○議長（千葉 隆君） 日程第3、議案第10号 八雲町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第10号 八雲町個人情報の保護に関する法律施行条例について、ご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

この度の条例案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正を含む、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、八雲町個人情報保護条例で定めておりました規定の多くが、個人情報の保護に関する法律で規定されることから、既設条例を廃止するとともに、法の施行に関し必要な事項を定めるため、規定を整理し、新たに八雲町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しようとするものであります。

第1条は、この条例の趣旨について定めるもので、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に直接適用され、個人情報の取扱いは、この法に基づいて行われることとなるため、第2条以降で、法から委任されている事項や法が条例で定めることを許容している事項について規定するものであります。

第2条は、この条例で使用する用語の定義を定めるもので、第1項は、条例に使用される用語は、法で使用する用語の例による旨を、第2項は、実施機関の定義について、それ

ぞれ規定しております。

第3条は、開示請求をした際に、請求した者が負担する手数料等について定めるもので、第1項は、現行条例と同様の運用を図るため、開示請求に係る手数料を無料と規定しております。

第2項は、文書の写しの交付を受ける場合は、規則で定める費用を負担しなければならない旨を定めるもので、第3項では、第2項の費用負担について、経済的困難などの理由があると認められる場合は、その費用の全部又は一部を免除することができる旨を規定しております。

第4条は、開示決定等の期限について定めるもので、法では、開示決定等の期限を30日以内としておりますが、条例で規定することにより、法よりも短い日数とすることが許容されておりますので、現行条例と同様の運用とするため、第1項において、開示決定等の期限を15日以内とし、第2項で、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の期限を30日以内に限り延長することができる旨を規定しております。

第5条は、開示決定等の期限の特例について定めるもので、開示請求に係る保有個人情報著しく大量で、そのすべてについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合に、第4条の規定にかかわらず、相当の期間内に開示決定等を行うことができる旨を規定したものでございます。

第1号は、開示請求者に対し、この特例規定を適用する旨とその理由の通知義務を規定しております。

議案書2ページをお開き願います。

第2号は、45日以内に開示決定等ができない部分について、開示決定等をする年月日の通知義務を規定しております。

第6条は、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に、八雲町個人情報保護審査会に諮問することができる事項を定めるもので、第1号は、本条例の規定を改正又は廃止しようとする場合に、第2号は、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合に、第3号は、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合に、それぞれ諮問できる旨を規定しております。

第7条は、個人情報の保護に関する運用状況の公表義務を定めたものであります。

第8条は、使用する様式など、条例の施行に関し必要な事項の制定を実施機関に委任することを定めたものであります。

附則第1項は、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするもので、第2項は、本条例の制定に伴い、現行条例の八雲町個人情報保護条例を廃止する規定であります。

附則第3項から議案書3ページの第6項までは、現行条例の廃止に伴う経過措置について定めるもので、第3項は、旧条例において、職員などに職務上知り得た個人情報の漏えいや盗用をしてはならない義務を課しておりますが、廃止後も引き続き、廃止前に知り得た個人情報の漏えいや盗用をしてはならない義務を課す旨を規定しております。

議案書3ページになります。

第4項は、旧条例の規定に基づき行われた開示請求等について、第5項は、旧条例の規定に基づき行われた審査会に対する諮問について、それぞれ旧条例の規定に基づき手続き等を行う旨を規定しております。

第6項は、審査会委員に対し課されていた守秘義務を、旧条例の廃止後も引き続き課す旨を規定しております。

附則第7項から議案書4ページの第9項までは、現行条例の廃止に伴う引用規定の改正でございます。

第7項は、八雲町自治基本条例の一部改正で、第9条本文中の八雲町個人情報保護条例を個人情報の保護に関する法律及び八雲町議会の個人情報の保護に関する条例に、第16条本文中の八雲町個人情報保護条例を個人情報の保護に関する法律にそれぞれ改正しようとするものであります。

議案書4ページをお開き願います。

第8項は、八雲町債権の管理に関する条例の一部改正で、第6条本文中の八雲町個人情報保護条例を八雲町個人情報の保護に関する法律施行条例に改正しようとするものであります。

議案書4ページ下段から5ページになります。

第9項は、八雲町特定滞納者に対する行政サービス制限条例の一部改正で、第9条の八雲町個人情報保護条例第7条第2項第6号を個人情報の保護に関する法律第61条に、第10条本文中の個人情報保護条例第9条第1項第4号を法第69条第2項にそれぞれ改正しようとするものであります。

以上、議案第10号 八雲町個人情報の保護に関する法律施行条例の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 発委第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第4、発委第1号 八雲町議会の個人情報の保護に関する条

例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤委員長。

○議会運営委員会委員長（三澤公雄君） 発委第1号、八雲町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案説明をいたします。

最初に、本条例の提案に至るまでの経過について、ご説明いたします。

これまで、議会及び本町の執行機関における個人情報の取り扱いについては、八雲町個人情報保護条例のなかで必要な事項を定め、適正な取り扱いがされてきたところでありますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、同法の規定が、地方公共団体の執行機関には、直接適用されることになりました。

しかし、議会においては、国会や裁判所と同様に、同法の適用対象外とされ、議会における個人情報の扱いは、自律的な対応に委ねられました。

そこで、八雲町議会における個人情報の取り扱いに関する規律を定めるため、八雲町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することとし、本案について、本日、提案するものであります。

それでは、本案について、ご説明いたします。

本案は、八雲町議会における個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めようとするものであります。

1 ページをご覧ください。

目次であります。この条例は、6章だてと附則で構成されております。

はじめに第1章は、総則について定めるもので、条例の目的、定義および議会の責務について規定しております。

3 ページをご覧ください。

第2章は、個人情報等の取り扱いについて定めるもので、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、安全管理措置、従事者の義務、利用及び提供の制限、仮名加工情報の取り扱いに係る義務などについて規定しております。

7 ページをご覧ください。

第3章は、個人情報ファイルについて定めるものであります。

9 ページをご覧ください。

第4章は、開示、訂正及び利用停止について定めるものであります。

第1節は、開示について定めるもので、開示請求権、開示請求の手續、保有個人情報の開示義務、開示決定等の期限、開示の実施、開示請求に係る手数料などについて規定しております。

14 ページをご覧ください。

第2節は、訂正について定めるもので、訂正請求権、訂正請求の手續、保有個人情報の

訂正義務、訂正決定等の期限などについて規定しております。

15 ページをご覧ください。

第3節は、利用停止について定めるもので、利用停止請求権、利用停止請求の手続、保有個人情報の利用停止義務、利用停止決定等の期限などについて規定しております。

17 ページをご覧ください。

第4節は、審査請求について定めるもので、審理員による審理手続に関する規定の適用除外、審査会への諮問などについて規定しております。

18 ページをご覧ください。

第5章は、雑則について定めるもので、適用除外、個人情報等の取り扱いに関する苦情処理などについて規定しております。

19 ページをご覧ください。

第6章は、罰則について定めるもので、個人情報ファイルを提供したときや、議会事務局の職員が、その業務に関して知り得た情報を、不正な利益を図る目的で提供した場合の罰則などについて規定しております。

次に、附則で、この条例の施行日を、令和5年4月1日と定めるものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第5 議案第11号

○議長（千葉 隆君） 日程第5、議案第11号 八雲町個人情報保護審査会条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第11号 八雲町個人情報保護審査会条例について、ご説明いたします。

議案書6ページをお開き願います。

この度の条例案は、先ほどご説明いたしました八雲町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、審査会に関する規定を定めていた八雲町個人情報保護条例を廃止することから、改めて審査会の設置等に関し必要な事項を定めるため、八雲町個人情報保護審査会条例を制定しようとするものであります。

第1条は、この条例の趣旨について定めるものであります。

第2条は、審査会の設置について定めるもので、第1号は、開示決定等の審査請求に係る諮問、第2号は、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合の諮問に対し、それぞれ調査審議する旨を規定しております。

第3条は、審査会の組織体制等について定めるものであります。

第4条は、審査会の会長、副会長の職務について定めるものであります。

第5条は、審査会が行う会議について定めるものであります。

7ページをお願いいたします。

第6条は、審査会の調査権限について定めるもので、第1項は、審査請求に係る事案の審査について、公正な審議が行えるように、諮問した実施機関に対し資料の提出を求めることができる旨を規定しております。

第2項は、審査会から資料の提出を求められたときは、これを拒むことができない旨を規定しております。

第7条は、行政不服審査法の規定に基づく、主張書面若しくは資料の提出があった場合の取扱いについて定めるもので、第1項は、審査請求人等から資料が提出された場合、提出した者以外の審査請求人等にその写しの送付について規定しております。

第2項は、第1項の規定により写しを送付する際、資料を提出した審査請求人等の意見を聴くことを規定しております。

第8条は、審査会の運営に関する必要事項を会長が審査会に諮って定めること旨を規定したものであります。

附則第1項は、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

第2項は、審査会の委員の委嘱に関する経過措置を定めるもので、旧条例の規定による審査会の委員である者は、新条例の規定による審査会の委員として委嘱を受けたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による審査会の委員の残任期間とすることを規定したものであります。

以上、議案第 11 号の説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 6 議案第 17 号及び議案第 18 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 6、議案第 17 号 八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第 18 号 八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関連がございますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議案第 17 号及び議案第 18 号については、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第 17 号、八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 16 ページをお願いいたします。

この度の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布、こどものバス送迎・安全徹底プランにより、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を新設する改正及び民法等の一部を改正する法律の一部の規定の公布に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことから、既設条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容といたしましては、条例第 7 条の 2、安全計画の策定等の新設は、児童福祉施設等における児童の安全確保に関する計画の策定等が義務付けられたことから、計画の策定や必要な措置についての規定を追加しようとするものです。

条例第 7 条の 3、自動車を運行する場合の所在の確認の新設は、バスによる送迎等に当たって、利用児童の見落とし防止のための措置の徹底や、見落としを防止する装置の設置

義務についての規定を追加しようとするものです。

条例第 10 条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準につきましては、ただし書きを削除し、文中へ文言の追加をしようとするものであります。

条例第 13 条、懲戒に係る権限の濫用禁止につきまして、児童福祉法中の懲戒権に関する規定を削る改正が行われたことにより、条を削除しようとするものであります。

条例第 14 条、衛生管理等につきましては、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の内容について、明確化されたため改正するものであります。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和 5 年 4 月 1 日からとし、ただし、第 13 条の改正規定については、公布の日からとするものであります。

なお、経過措置といたしまして、第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用につきましては、見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができますことを申し添えます。

続いて、議案第 18 号、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ただいまご説明いたしました議案第 17 号と関連があることから、続けてご説明申し上げます。

議案書 19 ページをお開き願います。

この度の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布、こどものバス送迎・安全徹底プランにより、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を新設する改正がされたことから、既設条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容といたしましては、条例第 6 条の 2、安全計画の策定等、及び、条例第 6 条の 3、自動車を運行する場合の所在の確認の新設につきましては、議案第 17 号、条例第 7 条の 2、及び、条例第 7 条の 3 と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続いて、条例第 12 条の 2、業務継続計画の策定等の新設は、感染症や非常災害発生時、利用者へ対して継続的支援の提供を行うことを目的に、業務継続計画の策定等を努力義務とする規定を、追加しようとするものであります。

条例第 13 条、第 2 項、衛生管理等の改正につきましては、議案第 17 号、条例第 14 条と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。

なお、経過措置といたしまして、第 6 条の 2 の規定につきましては、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができますことを申し添えます。

以上、議案第 17 号、八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第 18 号、八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第19号及び議案第20号

○議長（千葉 隆君） 日程第7、議案第19号 八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第20号 八雲町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例については、関連がございますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議案第19号及び議案第20号につきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第19号、八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書22ページをお願いいたします。

この度の改正は、こども家庭庁設置法と、その施行に伴い必要となる関係法律の改正を行う、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布、及び、民法等の一部を改正する法律の一部の規定が公布日から施行となることに伴い、既設条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容といたしましては、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の、子ども・子育て支援法、第19条の改正により、第2項が削除され、同条が第1項のみの条となることから、条例内で第19条を引用する、第4条第2項中のほかに記載の、第19条第1項各号を、第19条各号へ整理しようとするものであります。

次に26ページをお開き願います。

条例第15条第1項第3号、特定教育・保育の取扱方針は、同様の関係法律の整備に関する法律の、学校教育法第25条の項の新設に伴い、幼稚園、幼稚園教育要領の、かつこ内、

第 25 条を、第 25 条第 1 項へ整理しようとするものであります。

次に、条例第 26 条、懲戒に係る権限の濫用禁止につきましては、児童福祉法中の懲戒権に関する規定を削る改正が行われたことにより、条を削除しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和 5 年 4 月 1 日からとし、ただし、第 26 条の改正規定については、公布の日からとするものであります。

続いて、議案第 20 号、八雲町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例につきまして、ただいまご説明いたしました議案第 19 号と関連があることから、続けてご説明申し上げます。

議案書 35 ページをお開き願います。

この度の改正は、こども家庭庁設置法と、その施行に伴い必要となる関係法律の改正を行う、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容といたしましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、本条例にて引用している、子ども・子育て支援法へ条ずれが生じたため、条例第 1 条及び 2 条中の、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項を、第 72 条第 1 項へ、改正しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、議案第 19 号、八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第 20 号、八雲町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 23 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 8、議案第 23 号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議案第 23 号、八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書 38 ページをご覧ください。

本条例は、現在、公営住宅等長寿命化計画に基づき実施しております、町営住宅の整備・解体にあたり、令和 5 年度に解体しようとする、出雲町 D 団地 9 棟 48 戸に係る規定の改正をしようとするほか、解体に伴い改良住宅と位置付けられる町営住宅がなくなることから、その規定の削除などをしようとするものであります。

議案書 38 ページの目次、第 3 章及び第 1 条から、議案書 42 ページの第 47 条まで、改良住宅に係る規定の削除をしようとするもので、この規定の削除に伴い、議案書 38 ページの目次、第 4 章から第 7 章までを 1 章ずつ繰り上げようとするほか、第 2 条第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ、議案書 42 ページの第 51 条から、議案書 45 ページ上段の第 74 条まで、それぞれ 6 条ずつ繰り上げようとするものであります。

また、議案書 45 ページになりますが、別表第 1 の改正は、太枠部分の削除で、出雲町 D 団地、昭和 40 年度建設、2 階建て、2 棟 12 戸、昭和 41 年度建設、2 階建て、2 棟 12 戸、昭和 42 年度建設、2 階建て、2 棟 12 戸、昭和 42 年度建設、2 階建て、1 棟 4 戸、及び昭和 42 年度建設、平屋建て、2 棟 8 戸の、計 9 棟 48 戸を削除しようとするものであります。

附則として、本条例の施行期日を、公布の日からとするものであります。

以上、議案第 23 号、八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 9 議案第 24 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 9、議案第 24 号 八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○熊石国民健康保険病院事務長（福原光一君） 議長、国保病院事務長。

○議長（千葉 隆君） 国保病院事務長。

○熊石国民健康保険病院事務長（福原光一君） 議案第 24 号、八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書 46 ページをお開き願います。

この度の改正は、国保病院の組織について、食事療養を担当する部門を独立させ、診療部門系統の組織に栄養管理室を設置するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

現在、食事療養を担当する栄養管理係については、事務局内に位置づけておりますが、北海道厚生局より指摘を受けたことから、医療の重要な部門の一つである食事療養担当部門を、新たに医務局に位置づけしようとするものであります。

条例改正の内容につきましては、第 5 条第 2 号、ア 医務局に、カ 栄養管理室を、新たに加えようとするものであります。

附則として、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第 24 号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 26 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 10、議案第 26 号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議案第 26 号、町道路線の認定について、ご説明いたします。
議案書 48 ページをご覧ください。

本件は、新たに町道として管理しようとする道路について、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

概要説明書 4 ページの別紙 1 の位置図をご覧ください。

この度の認定路線は、住初町の民有地において、その土地の所有者が土地の活用を図るために、道路構造などの町道認定基準に基づき自費で道路を整備し、これを町が公衆用道路として、道路施設の譲渡及び敷地の寄附を受けたことに伴い、町道として認定し管理するものであります。

それでは、町道としての認定概要について、ご説明いたします。

議案書 48 ページにお戻り願います。

路線番号は 31444、路線名を住初 7 号線とし、起点は八雲町住初町 93 番 9 地先で、終点は八雲町住初町 93 番 5 地先です。重要な経過地は本町八高通線で、道路の延長は 49.40 メートルであります。

以上で、議案第 26 号、町道路線の認定についての説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○8 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8 番（三澤公雄君） この図面を見て疑問に思ったことをお聞きします。こういった行き止まりの道路で、町道認定になると、除雪も町の責任になりますよね。雪なんかは、どういったよけ方をするのでしょうか、こういうときは。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） この道路に関しては行き止まりということで、八雲町の町道の認定基準という基準を設けてまして、こういう行き止まりの場合は、終点到転回広場というものを設けて、広場を作りなさいという形で、本路線に関しても、終点側に広場を設けて、一部堆雪スペースをつけていただいているという状況になっております。

○8 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君

○8 番（三澤公雄君） それでは、この図についている正面の突き当りの部分は、分譲するにしても制限を設けて、そういったスペースを用意するということですね。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） この図面の矢印の先のほう、これ少し広がっていると思うんですけども、細い線で分かり難いのですけども、この部分を転回広場ということで広めにとっていただいて、その中で雪を処理して、一時堆積しておくという形にしております。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 議案第 27 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 11、議案第 27 号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議案第 27 号、町道路線の変更について、ご説明いたします。
議案書 49 ページをご覧ください。

本件は、町道として管理している町道建岩線の認定事項に変更が生じたため、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

概要説明書 5 ページの別紙 2 の位置図をご覧ください。

この度の変更路線は、2 級河川遊楽部川を跨ぎ鉛川地区と立岩地区を結ぶ町道建岩線となっており、昨年大雨により、本路線上に架かる建岩橋が被災を受けて通行不能となっているため、本路線の起終点部に接続している国道 227 号線と道道八雲北檜山線を、本路線の一部として重複して認定し、通行動態の確保を行うものであります。

それでは、町道としての変更概要について、ご説明いたします。

議案書 49 ページにお戻り願います。

路線番号、路線名については変わらず、起点についても変更はなく、終点が八雲町立岩 437 地先から八雲町鉛川 31 番 1 地先へ変更となるもので、重要な経過地については変わらず、道路の延長が 421.50 メートルから 941.00 メートルへ変更となるものであります。

以上で、議案第 27 号、町道路線の変更についての説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） いま説明あったように、国道と道道を町道路線にするというのは、有りなんですか。それがいまいち理解できないんだけど、例えば、建岩橋が損壊して通れないということだから、その部分までの町道なら、分けるっていうんなら分かるんですけど、それをなぜ、国道、道道を、町道路線にしなければならないのかの説明を、もう少し詳しくお願いします。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） これがですね、昨年、大雨で流された橋が通行不能となっているということで、今現在、橋梁の長寿命化修繕計画の補助事業で事業を実施しているんですけども、その補助採択の際に、補助条件ということで、一応、便宜的にと言ったらおかしいんですけど、通行動態の確保をしておかなければならないということで、今現在、建岩橋が通行不能となっていて、町道が両端分断された状態になっているということで、あくまでも道路として確保できているよという形の形態をとっておきなさいというのが採択条件になっているものですから、それで、国道と道道を重複して認定すると。国道は国道の管理、道道は道道の管理にて管理していくということで、町はあくまでも、かたちじょうといたらおかしいんですけども、通っていきますよと、両端、町道は切り離されていませんよということで、今回の重複認定ということで認定させていただいています。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） ということは、例えば、便宜上という話もあったんで、これが撤去が完成して、事業が終わった段階では、また認定を変えるという理解でいいですか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 今工事やっている最中で、来年も引き続き撤去の工事がかかるんですけども、終わった際に、その橋梁部分だけの廃止ということで最終的な処理にするというふうに考えております。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） いま、橋の撤去が終わった時点でも、その前と後のほうは町道として認定するということのようにですけども、通れないのであるから、ここは町道にしないで廃止にするというふうにはならないものなのですか。橋の撤去が終了したら、この道路というのは川を挟んで通れなくなるじゃないですか。それでも町道として残すことになるのですか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） なぜ廃止しないのかというのはですね、分断されたら両側に草地があるのですよ。その出入りに、そこの町道を使って、両側そこを使って牧草地に行くという形態をとっているものですから、道路自体の廃止というのはできないと。あくまでも通れなくなるのは橋だけの廃止ということで考えております。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 議論されたんで意味が分かりやすくなったと思うんですけど、全国の面白国道というやつで、階段で行くところを通らないとつながらない国道だとか、面白いものがあって、場合によってはここもつり橋なんか、将来、面白町道みたいな感じで、そんな展開は可能ですかね。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 費用も掛かることですから、予算等もありますので、これはですね、考えるという程度でよろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 休会の議決

○議長（千葉 隆君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

3月10日、13日、14日及び15日は、予算特別委員会及び各常任委員会を開催するため、3月10日から15日まで休会したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 散会宣告

○議長（千葉 隆君） 本日は、これをもって散会いたします。

〔散会 午後 1時38分〕